令和８年度　公共交通ネットワーク構築事業
自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務
公募型プロポーザル説明書

令和８年１１月１９日

東広島市　交通政策課

目　　次

１　業務概要.....1
２　プロポーザルの実施方針.....1
３　プロポーザルへの参加資格.....1
４　プロポーザルのスケジュール.....2
５　質問及び回答.....2
６　参加表明書等の提出.....2
７　技術提案書の提出.....3
８　特定審査の実施.....3
９　プロポーザルの選定基準.....4
１０　契約に関する事項.....5
１１　その他.....5
１２　書類提出及び問い合わせ先.....6

1　業務概要

(1) 業務名
令和８年度　公共交通ネットワーク構築事業
自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務

(2) 履行場所
東広島市西条町

(3) 業務内容
別紙「自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務基本仕様書」による。なお、詳細な業務内容については、プロポーザルにおける提案内容を基に、改めて仕様書案で示すこととする。

(4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

(5) 予算額
委託料の上限は 9,592 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2　プロポーザルの実施方針

(1) プロポーザルは、本説明書により、自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務を委託する者（以下「委託業者」という。）を選定する。

(2) 委託業者の選定に当たっては、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務）（以下「委員会」という。）において審査を行う。
東広島市　技監兼都市交通部長
東広島市　都市交通部交通政策統括監
広島県　西部建設事務所東広島市所　工務第一課長

(3) 委員会は、特定審査において、技術提案書提出者の中から本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定する。(特定された者を「特定者」という。以下同じ。)
なお、特定される者は複数の場合もある。

(4) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、その第一位の者を本件業務の委託業者として最も優れた者とする。

(5) 特定者のうち最も優れた者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。

(6) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

(7) 積算の参考とするため、随意契約の相手方とされた特定者には再度見積を依頼するが、この際に、プロポーザルの技術資料として提出した金額以上の金額を提出した場合は、随意契約の相手方とはしないものとし、次点の特定者を随意契約の相手方とする。

3　プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。なお、共同企業体の場合は、(1)については全ての構成員が満たすこと、(2)についてはいずれかの構成員が満たすこと、(3)については代表者による提出とするものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定による入札参加制限を受けている者。
イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による更正手続開始決定がされていないもの。

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続開始決定がされていないもの。
エ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第３条第３号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
オ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前６か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。
カ　本プロポーザルの公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けている者。

(2) 次のいずれにも該当する者であること。
ア　公示日に東広島市の競争入札参加資格者名簿【委託役務】における「各種行政計画・調査等」の区分中、「交通」に登録をしていること。
イ　広島県内に本店または支店・営業所等があること。
ウ　公告の日から以前に、国又は地方公共団体による、本件と類似の業務及び公共交通に関する計画検討業務の受注実績を有すること。

(3) 共同企業体による参加を申し込もうとする者にあっては、共同企業体協定書の写しを提出すること。

4　プロポーザルのスケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、別紙「スケジュール」のとおり予定している。なお、スケジュールは予定であり、変更する場合もあることから、東広島市ホームページにおいて最新情報を確認すること。

5　質問及び回答

参加表明書等及び技術提案書の提出に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

(1) 提出期限
別紙「スケジュール」で示す提出期限日の午後５時まで【必着】

(2) 提出方法
参加表明書及び技術提案書提出に関する質問書（様式４）に質問事項を記入の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールで送信した後に、電話で受信の有無を確認すること。

(3) 提出先
「１２　書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 回答方法
別紙「スケジュール」で示す期日までに東広島市ホームページで回答を公開する。なお、提出された全ての質問を一括して取りまとめて回答する。また、回答書はプロポーザル図書として取り扱う。

6　参加表明書等の提出

参加表明者がプロポーザル参加資格を有した者であることを提出書類により確認する。

(1) 提出書類
ア　参加表明書（様式１）
イ　国又は地方公共団体による、本件と類似の業務及び公共交通に関する計画検討業務の受注実績を有する書類
ウ　共同企業体協定書の写し　※共同企業体の場合のみ。

(2) 提出部数
提出書類にあるア及びイ　各２部（１部は受領印を押印し返却する。）

(3) 提出期限
別紙「スケジュール」で示す提出期限日の午後５時まで【必着】
(4) 提出方法
持参又は郵送とする。
持参の場合は、開庁日の午前９時から午後５時までに提出すること。
郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書　在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。また、提出書類を１部返却するため、提出者の住所・氏名を記載し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
(5) 提出先
「１２　書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

7　技術提案書の提出

プロポーザル参加者は、基本仕様書に基づき技術提案書を作成し、次の書類と合わせて提出すること。
(1) 提出書類
別紙「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。
(2) 提出部数
別紙「技術提案書作成要領」に基づき提出すること。
(3) 提出期限
別紙「スケジュール」で示す提出期限日の午後５時まで【必着】
(4) 提出方法
持参又は郵送とする。
持参の場合は、開庁日の午前９時から午後５時までに提出すること。
郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「技術提案書類在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。また、提出書類を１部返却するため、提出者の住所・氏名を記載し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
(5) 提出先
「１２　書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

8　特定審査の実施

(1) 参加資格の確認
「提出書類（参加表明書、国又は地方公共団体による、本件と類似の業務及び公共交通に関する計画検討業務の受注実績を有する書類）」により「３　プロポーザルへの参加資格」で定める参加資格の有無を確認する。
(2) 参加資格結果通知・技術提案書の提出要請
前号の参加資格を満たす者に対して、技術提案書の提出を要請する。
(3) 技術提案書の書面審査　※５者以上の場合実施
参加者が５者以上の場合は、技術提案書の書面審査を行い、上位４者へヒアリング審査の出席を要請するものとし、それ以外は非特定とする。審査は「９　プロポーザルの選定基準」に基づき採点する。
(4) 失格に関する事項
ア　提出書類によりプロポーザル参加資格を有していないと判断された者は、失格とし、失格である旨及びその理由（以下「失格理由」という。）を電子メールにより通知する。
イ　８(4)アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（閉庁日を含まない。）以内に、書面（書式自由。ただしＡ４用紙とする。）により東広島市に対して失格理由について説明を求めることができる。
ウ　失格理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（閉庁日を含まない。）以内に、電子メールにより回答する

ものとする。

エ　失格理由の説明受付場所は、「１２　書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(5) ヒアリングの実施

「提出書類（技術提案書)」に対して、必要に応じてヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリングの日時、場所及び実施要領等について、技術提案書の提出後に通知する。

(6) 特定・非特定理由に関する事項

ア　特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子メールにより通知する。

イ　８(6)アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（閉庁日を含まない。）以内に、書面（書式自由。ただしＡ４用紙とする。）により東広島市に対して特定又は非特定理由について説明を求めることができる。

ウ　特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（閉庁日を含まない。）以内に、電子メール、郵送又はＦＡＸにより回答するものとする。

エ　特定又は非特定理由の説明受付場所は、「１２　書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

９　プロポーザルの選定基準

(1) 評価項目の内容及び配点（合計１００点）等は、次のとおりとする。

表－１　特定審査の基準

評価項目	評価事項	評価基準	配点	
1.実施方針	(1)業務理解度	業務の目的、条件、内容、地域特性を理解しているか。	10	20
	(2)業務工程	実施可能かつ円滑に実施が可能な業務行程となっているか。	5	
	(3)実施体制	・適切な人員が確保されているか。 ・各人員の役割分担が明確かつ適切であるか。 ・発注者の要望に迅速・柔軟に対応ができる体制が備わっているか。	5	
2.自動運転・隊列走行 BRT の事業性評価及び整備効果検証方策	(1) 事業収支評価手法	・需要予測結果や既往の検討成果を踏まえ、BRT 導入による事業収支への影響を適切に分析する手法が提案されているか。 ・複数ケースによる比較検証を通じて、事業性を評価する手法が提案されているか。	30	70
	(2) 整備効果分析手法	・B/C 算定手法の整理手法が具体的かつ妥当性があるか。 ・経済波及効果や政策効果を分かりやすく示す工夫がなされているか。 ・結果の説明性・活用性が高いか。	40	
3.その他	(1)業務経費の削減	提案額が上限額をどの程度下回っているか。	10	10
合　　計			100	100

(2) 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀候補者として

選定し、業務委託契約の締結について協議する。なお、各委員の評価点の平均が５０点に満たない者は、候補者として選定しない。
(3) 各委員の評価点の合計点が同点により２者以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。
(4) 提案者が１者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平均が５０点以上であれば当該提案者を最優秀候補者とする。
(5) 候補者が、「３プロポーザルへの参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
(6) 審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

１０　契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則（平成２０年東広島市規則第１４号）に基づき行う。
(1) 契約方法
随意契約とする。
(2) 契約約款
東広島市の定める「業務委託契約約款」を使用する。
(3) 契約手続き
契約に当たっては、特定者のうち最も優れた者と提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結するものであり、必ずしも提案書等の内容を保証するものではない。なお、この協議の結果により、提案書の内容を変更することができることとする。また、協議が整わない場合にあっては、次点の特定者と協議の上、契約を締結することができる。

１１　その他

(1) 費用の負担
参加表明書及び技術提案書の作成並びにヒアリングなど本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。
(2) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(3) プロポーザルに係る失格要件
プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
ア　参加表明書又は技術提案書（以下「提出書類」という。）が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
イ　提出書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
ウ　提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
エ　提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
オ　提出書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
カ　提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合
キ　委員会又は事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル説明書に定める手続きは除く。）
ク　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
ケ　東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
コ　その他、プロポーザル説明書に違反すると認められた場合
(4) 関係資料の閲覧
基本仕様書の「５ 受注者に貸与する資料等」に記載した資料を次のとおり閲覧に供する。
ア　閲覧期間

令和８年１１月１９日（木）から令和８年１２月１８日（金）までの閉庁日を除く日の午前９時から午後５時までの間

イ　閲覧場所

「１２　書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ　留意事項

閲覧を希望する場合には、「１２　書類提出及び問い合わせ先」の担当課に電話で事前に連絡すること。

(5) その他

ア　参加表明者は、参加表明書類及び技術提案書類の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

イ　提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書提出者の選定及び委託業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

ウ　参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。

エ　提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ　参加表明書及び技術提案書の提出後において、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

カ　提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

キ　プロポーザルの結果については、公表することがある。

ク　提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

ケ　プロポーザルの作成のために東広島市から受領した資料は、東広島市の了解なく公表、使用してはならない。

コ　参加表明書又は技術提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、辞退届（様式５）を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

ただし、辞退届を提出せずに、選定されたにもかかわらず技術提案書を提出しない、又は、ヒアリングへの出席の要請をしたにも関わらず、ヒアリングに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合がある。

サ　事故又は不正な行為等、本業務の調達に関して重大の支障があると認めるときは、プロポーザルを中止し、又は実施スケジュールを変更することがある。

シ　本業務の調達に関し、提出された参加表明書及び技術提案書等は、本業務の調達における最優秀提案事業者の設定以外の目的で使用しない。

本業務の調達に関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

１２　書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601　東広島市西条栄町８番 29 号（本館８階）

東広島市都市交通部交通政策課

電話　082-422-1049

メールアドレス　hgh221049@city.higashihiroshima.lg.jp